

参議院建設委員会會議録第十二号

ますか、地方にできます事務所の長といたしましては、仕事に相当将来大々なることが予想されるこれらの支所につきましては、準備のこともありますので、理事を長に当てたいと考えてあつたわけでございます。

○田中一君 もしもたとえは関門隧道のような大工事、これには理事ぐらいを配置しなければならぬという考えを持つならば、あるいは青函隧道——青函隧道と申しますか、海底隧道をもし計画する場合には、理事の増員をするという含みは持っているのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 将来大きな工事が出て参りましたならば、必要に応じて法律を変えまして、増員いたしたい考えは持っております。

○田中一君 持っておるわけですね。

○政府委員(富樫凱一君) 持っておるわけでありませう。

○田中一君 では、何もここで「理事五名以内」という規定をしないで、修正をしないで、提案者の方でも「理事五名以上」ということにしたらば、あなたも役員をふやそうということをお考えになるならば、そういう修正をしたらば事足りるのです。

提案者に伺いますが、なぜ「六名以内」ということに提案され、一名増員ということに提案されるか。政府の意図は、どこまでも無制限に、必要に応じて幾らでも理事を増員しようという意図があるならば、こういう今のような道路局長の言葉が政府の意思ならば、これを「五名以上」にすれば事足りるし、最小限度五名にして、もうあとは何人でも増員するということがならば、今のうちに六名以内に限る必要はないと思うのです。従って、提案者の

御答弁を願いたいのは、なぜ政府がそういう意図があるにせよ、六名以内」に修正されたかという点です。

○衆議院議員(萩野豊平君) ただいま田中さんの御意見でありましたが、実は私も、五名以上と六名以上ということになりまして、無条件のような状態があるのではなからうか、こういうふうの感じもいたしておたのでございます。そこで先ほど道路局長から御答弁申し上げたように、各本部に五名の理事を置くんだということ、私考えたのは関門でございますが、関門のところも大体近く竣工になります、それから福岡から先でございますが、その方も延長いたしまして、その仕事が大體六十億くらいかかるのではないかと。地方の要望でございます、来年から着手したいような要望でございます、まあおすこの何と申しますか、若松——戸畑間の橋があるんです、その若戸橋、そこが大体三十億ばかりまして昨年から着手いたしております。大体ことしは竣工の予定でございます、大体ことしは竣工の予定でございます、それがこれ合います、非常な規模の大なるものになります、で、せめてあそこへ理事をかねて實際を一つ見ていただくようにお願いしたい、こういう単なる考えでございます、それから、深い事情といいますが、深いことは存じませんが、実際はそういう意味合いにおきまして、お願い申し上げます。

○田中一君 私は、提案者が確固たる信念を持たないでこれを提案されたという真意を、理解するに苦しみませう。今政府の方では、現場で役員が担当しなければならぬというふうなものがないと申す場合には、役員をどんどん

ふやすというふうなことで、率直に五名以上とせよれば事足りるのです。従って、今御提案の提案者の御説明を伺つて、関門にも必要だ、あるいは若戸橋、あそこも必要だ、青函の隧道にも必要だとなれば、五名以上としておけば一向差しつかえないと思つたのです。ことに政府の説明を聞くと、現在やろうと思つてゐるものが三千億程度の工費量があるといつておるのです。そうしたら、五名や十名、二十名じゃ足りないでしょう。そうすれば、幾らでもふやせばいいのです。何ら六名以内に限る必要は何もないのです。そういう繁雑——政府の意図が少くとも増員するんだという御前提ならば、五名以上にする文句ないのです。またつまた一名二名の問題で改正法案を提案されて、こんなことを審議するのは、繁雑きわまるものです。

従つて五名、六名以内とする提案に対しては、納得がいかない。あなたの御意思というものを果そうとするならば、五名以上とすれば幾らでもできるのです。なぜ六名以内にとどめようとするかというのを、納得するような御説明を願いたいと思つたのです。政府の意思もむろんあなたも衆議院において質問なさつて、そして六名以内が妥当なりという線が出て、提案されたものと思つたのです。従つて、われわれが納得するような御説明を願いたいと思つたのです。

○衆議院議員(萩野豊平君) 私は、政府といひますか、今道路局長から御説明を申し上げたのですが、これに対して何ら、私は正直に申し上げますが、連絡はとっておりません。ただ事業といたしまして、前からぜひ必要なんだ

ということ、大阪とそれから関門の先ほど申し上げた全体の意味におきまして、理事を置きたいということ、主張しておつたのでございます。しかし、大阪の方の關係は、御承知のように、從來においても中央自動車道路ですが、あれに對しまして私も提案いたしております。従つて、あれを解決いたさなければならぬと、複雑多岐の、どうかすると、巷間考えられるように、建設省であるいはあの仕事を取るのじゃないかというふうなうわさもとどき耳にしないではありませぬ。ゆえに、せめて私の主張しておつた一名だけでもお加えを願いたいという気持ちで、お願いを申し上げた次第でございます。

○田中一君 では、提案者は、こういう形の資格者がいいのだ——あるいは仮定なる問題を御質問してはなはだあなたを苦しめると思つたのですが、たとえば衆議院における専門員をしていふ西畑君などは確かに資格者であるといふようなお考えはお持ちじゃございませんか。

○衆議院議員(萩野豊平君) ただいまのような実はお話を承わらぬではございませぬ。承わつておるのですが、私も深入りいたしまして、人事に容喙することはどうかと思つた。ただ、希望をいたしましたは、技師の、はっきり仕事のわかる、力のある人をお願いしたい、こういう信念にほかならないのでございます。

○田中一君 では、萩野さんに伺ひますが、技師のほんとうにわかる、そして経験の深い方というのは、まあ私は今まで道路行政あるいは道路の実施面において長年苦勞なさつてゐる方々が

いいと思つたのです。そうすると、そういう方々を選ぶとするならば、それは行政部門におられた方がいいのか、あるいは研究部門におられた大学の先生のようの方がいいのか、あるいは地建その他で三十年以上も道路建設のために尽しておられる方がいいのか、どういふ方がいいとお考えになつておりますか。

○衆議院議員(萩野豊平君) 本部の方にはいろいろの仕事にたんのうしておる人はありませうが、現場の方におきましては、でざる限り、長年この仕事をやつてゐる、道路の経験がある、さういふ経験のある人をお願いしたいといふことが私の考えでございます。

○田中一君 役員の件につきましては、役員の兼職禁止というのが第十四条にございませう。これは「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない」という規定がございませうから、国家公務員ならば、あるいは地方公務員ならば、この兼職は可能であると私は判断しておるのです。従つて、現在おるところの、たとえば関門隧道の所長とか、あるいは九州地建の局長とかといふ方々を兼務させようという御意向ではないのですか。

○政府委員(堀川泰平君) 理事に對しての立案はまだいたしておりませぬ。道路公団がすみやかに成立することを願つております。成立したあとで、總裁がきまり、總裁と相談した上でなければ理事はできないと、かように考えております。

○田中一君 政務次官は、あとからお見えになつたから、お聞き漏らしに

なつたと思うのです。五名にきめた分
担の仕事は伺いました。従って、一名
を増員しようという修正案が今衆議院
で出ておる。この一名を増員しよう
というの、一名を増員するという根拠が
明らかにならないければ、増員する必要
がないという前提をわれわれは持つて
いる。そこで伺っているのです。どう
いう形の、どういう人を一名増員しよ
うとするかというのを伺っておるの
です。ところが、道路局長は、将来と
もに大きな現場が出て、技術者が必
要となる大きな現場が出た場合には、理
事を幾らでも増員いたしますというこ
とを答弁しておる。従って、修正提案
者の考えられているのも、政府の考え
も、意図は同じだと思ふ。従って、今
「六名以内」と、一名を増員するとい
う根拠がばやけてくるわけなんです
が、提案者と政府の方の見解が違つて
おるわけだ。それならば六名以内とす
るよりも、それよりも五人以上とした
方が政府の意図するところに合致する
わけなんです。そういう修正をしたら
どうかと言つて伺つておるわけで、む
ろん人選等は、それはいろいろ総裁並
びに副総裁なども含まなければなら
ないけれども、一名をな
ぜ増員しなければならぬかというこ
とは、少くとも何らかの、一つの考え
方ですね、考え方があつたはずで、そ
の考え方を質問しているわけです。

できるだけ理事の数を減そうというこ
とで、実は五人以内にしたいのであ
ります。住宅公団は五人以上になつて
おります。それじや無制限にあつたら
ぬから加えられては困るというよう
なことで、経費の節約やいろいろの
点で、「五人以内」と制限したいので
あります。

あるかもしれないと思ひますけれど
も、たつた理事一名を増員するために、
一々という印刷したりなんかして
手数をかけるよりも、日本住宅公団と
同じように、「五名以上」とすれば、
修正提案者の意思、政府の意思が通
ずるじゃないですか。なぜ六名以内
としたかということをお伺いしておる
のです。

いうものは何人以内にせねばいけない
という方針を作つておられるのであり
ます。と申しますのは、前に申し上げ
ましたように、いろいろえらい人から
圧力があつたりなんかして、要ら
ぬ理事をこしらへるという点もある
のじゃないか、そういう点が今まであ
るのじやなからうかということも考え
ましたので、われわれといたしまして
は五名以内にしたいのであります。

人食い下つて追及した。現在の日本住
宅公団の理事は何人おりますか。
○政府委員(鎌田隆男君) 現在六人
でございます。

○田中一君 道路局長に伺いますが、
今言つた内閣のもとにある建設省の
両局長の考え方が違ふということ、今
政務次官からはどうかしらぬ、そう
いうような方針に変わったというらば、
どちらの方に変わつていいたか。考え
方が、以上と以内と。これに対してはど
ういう経緯で、あなたは政務次官並
びに大臣からの圧力を受けて、そこに落
着いたかということをお説明願ひたい
と思ひます。

○政府委員(堀川泰平君) 実は打ちあ
けて申しますと、これは何名以上とい
うことになりまして、相当役員に對して
圧力があつたという点もありまして、
無制限にするというわけではありませ
んが、そういうことを抑制するために、か
よへにわれわれは考へておるのであり
ます。

○田中一君 日本住宅公団の場合に
は、これは何百人でもいいというお考
えがあつて、日本道路公団の場合には
五名以内にしようという考へですけれ
ども、ところが、どうしてたつたこの
一名の増員にするのかは存じませ
んが、今修正提案者の御意見を伺いま
す。技術者がほしいのだ、その長年の
道路建設に、道路の技術というか、建
設を習得した人がいいのだ、という
うふうな御説明があるのです。特定な
一名をなぜ増やなければならぬかとい
うことになりまして、これはわれわれ
としてはどうしても政府の意思をも
う少し追及し、提案者の意思も聞か
なければ、納得できないのです。もし
うでなければ、住宅公団と同じように
五名以上にしたいじゃないか。

○政府委員(堀川泰平君) 提案者にまた
お聞き願ひたいと思ひますが、実は本
年から内閣の意思も、こういう理事と
いうものは何人以内にせねばいけない
という方針を作つておられるのであり
ます。と申しますのは、前に申し上げ
ましたように、いろいろえらい人から
圧力があつたりなんかして、要ら
ぬ理事をこしらへるという点もある
のじゃないか、そういう点が今まであ
るのじやなからうかということも考え
ましたので、われわれといたしまして
は五名以内にしたいのであります。

○田中一君 道路局長に伺いますが、
今言つた内閣のもとにある建設省の
両局長の考え方が違ふということ、今
政務次官からはどうかしらぬ、そう
いうような方針に変わったというらば、
どちらの方に変わつていいたか。考え
方が、以上と以内と。これに対してはど
ういう経緯で、あなたは政務次官並
びに大臣からの圧力を受けて、そこに落
着いたかということをお説明願ひたい
と思ひます。

○田中一君 私はずいぶんおかしいの
です。大へんおかしいのですが、たと
えば住宅公団、これには第二十条に
「公団に、役員として、総裁一人、副
総裁一人、理事五人以上及び監事三人
以上を置く。」と書いてあるのです。
従つて、政府の考え方も、おそらく日
本住宅公団法が成立するときの意見が
そのまゝ残つておるならば、ここに
「理事五人以上」とすれば目的は達せ
られると思ふ。なぜ一名、特定の一名
を増やなければならぬかという考へ
方を伺つておるのです。なぜ一名だけ
を増員しなければならぬかというこ
とを伺つておるのです。

○田中一君 政務次官は日本住宅公団
法の改正案をすぐ出しますか。それか
ら今のような形の、少くとも建設省の
関係の法案の中にこのような条文があ
れば、全部改正案を出しになるお気
持はございせんか。

○政府委員(堀川泰平君) 今直ちに
いうつもりはありませんが、住宅公団
に對しては、何人以内ということに
改正したいと思つておられます。

○田中一君 全部のこうした意味の公
団その他のものに対する、今お話し
のような条文があるならば、参議院の議
員提案で全部変更することはお望みで
ございせんか。

○田中一君 全部のこうした意味の公
団その他のものに対する、今お話し
のような条文があるならば、参議院の議
員提案で全部変更することはお望みで
ございせんか。

○政府委員(堀川泰平君) それをどうかということは、私にはどうもそこまですり上げる権限もなし、そういう考えもいたしていません。

○田中一君 それじゃ、もう一ぺん提案者に伺いますが、だれを頭に描きながらこういう法案の修正案を出したのか、もう一ぺん、大まかにいいですか。提案者はおそらく今の五名じゃだめだと、日本住宅公団の例を見てだめだと。だから、道路公団にはこういう方を一つ持っていかなければならないのだというお考えがあると思うのですが、率直にお述べ願いたいと思うのです。

○衆議院議員(萩野豊平君) 私は先ほどから申し上げておると思うのですが、たれかということは描いておりません。従いまして、さうのことに対してはいつも考えておりました、御返事申し上げる通りに、道路局といいますが、責任者の方で当然りっぱな人を出してくる、こういうふうに考えております。あえて間違ふようなことではないと信じておりますので、自分としてはさうの人為的なことは考えておりません。先ほど申し上げましたように、この道に経験のあるりっぱな人を御推薦願いたい、かように考えておる次第でございます。

○田中一君 そうしますと、まあいろいろな人があると思うのです。参議院の建設委員会にも、道路になかなか熱心な専門員の武井篤君がおります。武井君を持っていられることはわれわれ非常に迷惑になると思いますが、衆議院にも西畑君などという道路の経験者もおりますから……。しかしあまり実地にやっていない、衆議院、参議院

に十年近くおりますが、実地の経験がないから、これは萩野さんのおっしゃるような点の適格者でないというふうな理解してもよろしいでしょうか。

○衆議院議員(萩野豊平君) 私は別に、その人を指定するわけではありませう。ほんとうにりっぱな人を皆さんに御推薦さうなつて出していただければ、これにこしたうれしさはありません。それだけを願うわけでございます。決して技師がこうだと固執するわけではございません。りっぱな人であるならばけっこうだと。仕事だけではな、あとの運営もありましようから、いろいろの何といひますが、道路公団の有料道路でございますから、諸般の、金をとるとか、いろいろの運営もありましようと思ひますから、技師でなければならぬというところはあえて申し上げておるわけでもございませう。どうか皆さんでりっぱな人を御推薦さうというのを、切にお願い申し上げます。

○田中一君 じゃ、住宅局長に伺います。さうそく私は本日、建設省関係のかかる外郭団体の理事の役員の修正案を、二十あるか三十あるか知らぬが、出します、出す方が少くとも方針が変えられた政府の願うところである、かように考えますから、その点だけは……。私も大体その何人以上ということとは好ましくないのです。十人にするか、二十人にするか、三十人にするかわからぬのですから、それは何人以内の方が望ましい。従つて、日本住宅公団の審議のときも、非常に強く局長に追及しました。しかしどうも局長は五名以上でいいんだ、いいんだというふう

に、どこまでも抗弁なさつて、この住宅公団の法案が成立したわけなんです。われわれは反対しましたけれども、どうも与党の強さでもって全部通つてしまつて、現在そのような方針が変つたという事実から見ても、これはやむを得ません。われわれが全部修正案を出すこともいいと思ひますから。

一応私の質疑はこれでやめますが、少くとも、今のような朝令暮改もけっこうです、けっこうですが、何も総裁並びに建設大臣が六名に押えるなら、五名にだつて六名にだつて押えられるのですよ、日本住宅公団の例を見ましても。何も法律に「以上」になつたらとて、任命する必要はないのです。経費の節減というものは、五名以上なら五名になる、六名以内なら一名でも、総裁一人でもできるのです、空席にしておけばいいんですから。これは一つわれわれの考えをもつて、さらに「非常に」けっこうな方針です。「以上」よりも「以内」の方がけっこうな方針ですから、そういう修正案を一つ準備しまして——私はこの辺でやめておきます。どうも萩野さんを追及しても、私はよくわからぬのだとおっしゃるから、わからない方に言つてもしょうがありませんから……。

○委員長(赤木正雄君) 萩野衆議院議員に対する御質疑はありませんか。

○田中得治君 ただいまの田中委員の質問に少し関係のあるものですが、提案者の方では何名がいいんだと、この見解は、その点はどうなんですか。考えは、実はもっとほしいのです。ほしかったのです。言いかえれば、この道路公団に対しまする各省の何がござ

います、仕事が。ですから、大阪、名古屋、東京、関門というところに、理事級の一つの責任のある支所長をいたしたいということを考えておつたのでございませう。そこで、初めは七名ということと出ておつたのですけれども、どこで削られたのですか、五名になりました。せめて関門のごときは、離れておりますので、非常に距離がありますから、あそこの方へ理事級の人をぜひ一つ入れていただきたいと、こういうことが私の信念でございます。これは無理のように考えましたが、お願い申し上げておるような次第でございます。

○田中得治君 私の気持では、一つの新しい団体を作つて、その団体がどれだけの仕事をやるかということが大体予想がつくわけですから、それだけの仕事をやるには何名の最高首脳部が必要か、こういうことが非常に大事なことであつて、それははっきりきめるべき問題だと思ふのです。だから、もし七名なければこの運営が実際上できないというはつきりした根拠があるのあれば、私はその点はもっと強くこの法案の中に盛り込んでおきたいと思ふのです。何名でもいいというやうなことは、いやしくも団体を作る場合にさういふ感じを与えるやうな扱い方は、はなはだまずいと思ふのです。だから、その点は、私まあよく事情は知らないのですが、どうも幾らでもいような感じを受けるやうな気がしましたので、はなはだその点不満なんです。

○衆議院議員(萩野豊平君) 実はこれに對しましては非常に錯綜した考えがございませう。全体の意味からいくと、

大体三千億くらいにならうと思ひます。しかし、御存じであると思ひますが、ただいま衆議院におきまして日本自動車道路の何が出ております。結果に行きますと、あるいはこの道路公団が、縦貫自動車道路のこれが決定をいたしますと、あるいはこれに移行をする、吸収して移行をする前提のものではなからうか、こういうふうな考えがせられます。あるいはこれをあまり強弁すると、あべこべになるやうな事態もありはせぬかというふうな巷間の考え方もありますので、それこれを勘案いたしまして、近く、皆さんが御審議中でございますので、道路公団が決定いたしますれば、将来これへ移行するやうな形態にもなり得る可能性もあるのだというふうな人が考えておりますので、最小限度に実はとどめておるやうな次第でございますことを、率直に申し上げます。

○田中得治君 そういたしますと、五名以下とか六名以下という場合は、一番必要最小限度の上の線をとつた数字ですわね、五とか六というものは。

○衆議院議員(萩野豊平君) さううでございます。

○田中得治君 従つて、二名とか三名、四名というものは全然考慮の外にあるわけでしょう。だから、大体さういふ必要のないことを法文に書く必要はないと思ふのです。二名、三名、四名ということもできるわけですよ、五名以下、六名以下ということにすれば、そんなことは全然あり得ないわけでしょう。それなら、いつそのこと、六名と、こうした方が、これはもう一番はつきりしていいわけです。ただし、六名ではあまりにもどう動きが取りに

実績の概要の報告書を、資料として出していただく。

○政府委員(町田稔君) 提出いたしました。

○田中一君 私はその資料が出てから質疑をいたしますから、本日の質疑は保留いたしておきます。

○委員長(赤木正雄君) ほかにありますか。

○田中一君 その資料は一週間内に出ませんか。

○政府委員(町田裕君) 今御要求のありました資料は、御要望に沿うように、できるだけ準備をいたしますけれども、御承知のように、東北興業は本店が仙台にございまして、仙台との連絡を必要といたしますし、それから会社の数が非常に多いと思っております。今の御要求の資料を作ろうと思っております、どうしてもかなり日数がかかるように思います。

○田中一君 私は大臣に伺いますが、少くとも新規事業に国費を投入しようという場合に、この会社が今までやっているところの事業というものの実態を明らかにしないで、国会における議席の多数によってこれを一挙に通してしまおうというような考え方はないと思ひますけれども、これははなはだ準備が足りないと思ひます。少くとも整理をされた会社が七十ある。この七十の実績はどうなつておるか。また現在の二十九の投資会社並びに二十五の直営会社というものがどのような成績を上げておるか。このような実績があり、このような販路があるということがあつて、新規事業の財政投資というものを要求されるはずなんです。ことに今度のこの提案された改正案によりまして、すべてのものに国家補償するといふようなことになつておるやうに見受けられたのですが、こういう意図があるならなおさらのこと、今日までの実績というものを国民の前にはっきりと現わして、是非の批判を受けて、そして新しい投資を受けるといふ心がまえがなくてはならぬと思ひます。これが私は当然でございまして、思ひます。一週間ということを上げたのですが、できてないやうな

無準備な状態では、われわれ審議できないのは当然でございまして。これは国費を投入している会社なんです。この点の準備はどうなつておりますか、これは大臣に伺ひます。

○政府委員(町田裕君) 先刻申し上げましたことに少しつけ加へたいのですが、ここに書いてございまして、従来九十九の会社に投資をいたしておりますけれども、これは御承知のように、東北興業株式会社が昭和十一年にございまして、それ以来の投資いたしました会社の数の累計でございまして、投資をしまして数年で投資をやめた会社もかなりございまして、東北興業と縁が離れていふん長くなる会社も、かなりあるわけでありまして。そういう関係がございまして、なかなかそういう会社についての資料を収集いたしますことは、ちょっと短期間では困難かと思はれましたので、そういうような点を考えまして、御返事申し上げます。次第でございまして。

○田中一君 私たちは東北興業がどういふ仕事をしているか、詳しく知つていふわけじゃないのです。あなたの方で資料として、ここに創立以来九十九に及んで、その中の七十というものは、非常に成績が上つて整理するのにはないのでしょうか。整理をしたという資料を出すから、こういう質問が出るので、これは現在二十九の会社に何の何がしの投資をしているといふならば、気がつかないのです。どうやって正直に言ふものだから、では七十の投資に対してはどのやうに会社は運営をしたのかという疑問が起るのです。これは国民の疑問です。私の意地悪な

質問じゃないんですよ。これを明らかにしなければ、われわれはこの法案の審議ができません。これを明らかにしようと思つておるんです。従つて、早急に出していただいて、これが出てから法案の審議をしようと思ひます。これは私たちがかりじやない。おそらく建設大臣だつて御存じなと思ひます。七十のものを整理したといへば、おそらく心配になると思ひます。そう願ひします。

○委員(赤木正雄君) 別にこの法案に対して御質疑はありませんか。

今問題になつております東北興業株式会社の一部を改正する法律案の質疑は、次回に譲りたいと思ひます。それで御異議ありませんか。

○委員(赤木正雄君) 先ほど道路整備特別措置法案、日本道路公団法案を一括して、十二時から討論するように申しまして、まだ五分ありますが、これから討論に入つて差しつかえありませんか。

○委員(赤木正雄君) 先ほど道路整備特別措置法案、日本道路公団法案を一括して、十二時から討論するように申しまして、まだ五分ありますが、これから討論に入つて差しつかえありませんか。

○委員(赤木正雄君) 先ほど道路整備特別措置法案、日本道路公団法案を一括して、十二時から討論するように申しまして、まだ五分ありますが、これから討論に入つて差しつかえありませんか。

○委員(赤木正雄君) 先ほど道路整備特別措置法案、日本道路公団法案を一括して、十二時から討論するように申しまして、まだ五分ありますが、これから討論に入つて差しつかえありませんか。

るのでありますが、この際政府におきましては、さらに道路整備を拡充強化するため、新たに道路整備特別措置法案と、新たな事業団体としての日本道路公団を設置する方策を立てまして、本二法案を出しているわけでありまして。私も日本の道路整備が諸外国に比べて大へんおくれつておりますことをはなはだ残念に思つて参つたのでありますが、現在におきまして、一、二級国道で未改良が六八%、舗装済みのものが一六%、都道府県道になりまして、未改良が七七%、舗装済みが二二%、市町村道になりまして、未改良が七九%、舗装済みが二一%、と、道路整備の状況で、道路整備に対する国民の期待がきわめて大きいことを痛感している次第であります。

有料道路の制度につきましては、従来から、道路交通は無料であるという考え方から、不当であるという見解もございまして、過日の今野、紅林両参事人の意見にもございまして、何と特別に、必ずしも財政上の理由ばかりでなく、特定の道路、橋、トンネル等の建設費の財源を、その利用を直接関係のない国民一般の租税によつて負担させるよりも、これを利用することによつては、なほだしく利益を受ける者からその利益の範囲内で徴収する、通行料金によつてまかなう方が、かえつて公平の理念に合致するものではないかと考えるのであります。さらに、建設大臣も繰り返し述べておられますやうに、道路の無料公開の原則を根本的に変更しようとするものではなく、道路法の特別措置として整備拡充をはかるやうとするのでありますし、かつ今までの特別会計による別々の経理を、公団式によつて一元化し、民間資金の導入をはかる

とともに、有料道路の総合的かつ効率的運営をはかるやうとするものでありますから、道路整備をさらに一段と伸ばす方策であるという意味におきまして、賛成する次第であります。

○田中一君 ただいま提案の道路整備特別措置法案に對しましては、日本社会党は絶対反対するものでございまして。その理由は、わが国の道路政策の原則といわれる道路の無料公開という線を、修正あるいは改悪して、恒久法として日本道路公団というものを設立し、そして政府自身の財政措置と申しますが、不適当なる財政の、金の使ひ方をしているという点に、この財源を国民に転嫁して、そして有料道路を作ろうという考え方に対しては賛成できません。昭和二十七年六月二日に提案された道路整備特別措置法案、これが今日の有料道路としての芽ええを見せた法案でございまして、何も特別に道路法の精神にのっとりましてそのやうな財政措置をすれば、道路の整備が完全にいくにかかわらず、旧道路整備特別措置法を出し、その翌年昭和二十八年七月二十三日には、これを出して

もなお足りないといふところから、われわれは有料道路でなく、国家財政の規模のうちに道路整備費を相当大幅に盛り込むべしという観点から、道路整備費の財源等に関する臨時措置法を衆議院から提案され、われわれはこの法案に對しては本委員会でもこれに賛成したものでございまして。この二つの法案の関連というものは、道路整備の必要を政府も認めていながら、それをしないで、そしてその財源を利用者に転嫁しようといふ、これを阻止しようといふ意図から、これは当時の自由党も

もなお足りないといふところから、われわれは有料道路でなく、国家財政の規模のうちに道路整備費を相当大幅に盛り込むべしという観点から、道路整備費の財源等に関する臨時措置法を衆議院から提案され、われわれはこの法案に對しては本委員会でもこれに賛成したものでございまして。この二つの法案の関連というものは、道路整備の必要を政府も認めていながら、それをしないで、そしてその財源を利用者に転嫁しようといふ、これを阻止しようといふ意図から、これは当時の自由党も

民主党もともにこの法律案を提案し、参議院においてもわれわれも賛成して、ガソリン税の相当額を道路整備に充てよう、このような立法措置をしたことは、政府自身もよく承知しているはずでございます。それを、今回新道路整備特別措置法によりまして日本道路公団を作り、この有料道路制度というものを恒久化しようというような考え方に對しては、絶対反対するものであります。

以上社会党の反対討論を終わります。
○村上義一君 緑風会は本法案に賛成をするものであります。

賛成の理由は、前刻石井委員が述べられました理由とほぼ同様でありますので、特に討論をすることを省略いたします。

○委員長(赤木正雄君) これで討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(赤木正雄君) 御異議がないと認めます。

次に、日本道路公団法案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○田中一君 ただいま提案になりました日本道路公団法案に對して、日本社会党はこれまた絶対反対するものでございます。

なぜならば、前回に反対討論いたしました道路整備特別措置法に基く日本道路公団法であるからであります。ことに日本道路公団法の内容を見ますと、先ほども申し上げたように、有料道路制度の恒久化をはかっているという点、そしておそらく鳩山内閣は將來ともに道路整備の財源というものを

やはり国民に転嫁し、そして国民生活、いわゆる文化、経済等に相当大きな関連を持つ道路整備事業というものを、国民の負担によって、財源によってまかなおうという考え方、これが第一点の反対の理由でございます。

第二点としては、ただかか八十億程度の金をもって、なぜ日本道路公団を作って道路整備をしなければならぬか。当然これは国が公債を発行すれば、何ら日本道路公団を作る必要はない。公債を発行しないという言葉を国会において国民に与えておるから、便法としてかかるものを作るといふような、ごまかしの考え方を持っているの

でなからうか。これは審議の過程におきまして、所管の建設大臣に十分質疑したのですが、満足な回答を得ておりません。ことに利用者から料金をとって道路整備を行なう、これの償還をみた際にも、なおかつその新設道路の土地というものが都道府県、市町村あるいは国に帰属せずして、日本道路公団がそれを保有するというような考え方、また機械公団とか、愛知用水公団とか、日本住宅公団とか、あるいは今提案の日本道路公団、また他の委員会に提案されておりますところの北海道開発公団等、屋上屋を架すような政策を打ち出しております。そして何ら内容はその実質を伴っておらない。単に国民に對して間口だけを広げて見せて、そして国民の要望にこたえておるような欺瞞政策、これが、どうしてもわれわれの承服できない点でございます。従って、選挙対策かなんか知りませんけれども、たくさんな外部団体を作つて、そこに相当の技術経験を持ちながら入ることのできない、転業に

つくことができないという人間を吸収するのではなくして、役人の古手をこれに投入して、自分の政權の勢力の伸張をはかるというような政治的な含みを持ったこのものもろの公団の設置法案全部に對して、わが社会党としては断固反対するものであります。

○委員長(赤木正雄君) ほかに御発言ありませんか。

○石井桂君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題になつておりますところの日本道路公団法案につきまして、原案に賛成するものでございます。理由は、先ほど、日本道路公団法に密接な関係を持します道路整備特別措置法案の賛成討論をいたしましたときに述べておきました理由と、全く同一でありますから、省略いたします。

○委員長(赤木正雄君) これで討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(赤木正雄君) 御異議がないと認めます。

それでは、これから両案の採決に入ります。まず、道路整備特別措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(赤木正雄君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本道路公団法案を問題に供します。本案を衆議院送付原案通り可決することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

「賛成者挙手」
○委員長(赤木正雄君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきまして、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。よつて、さように決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、両法案を可とされた方の順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
石井 桂 小澤久太郎
石川 榮一 入交 太蔵
齋藤 昇 酒井 利雄
紅露 みつ 平井 太郎
北 勝太郎 村上 義一

○委員長(赤木正雄君) ちよつと速記をとめて下さい。

「速記中止」
○委員長(赤木正雄君) 速記をつけて下さい。

引き続き、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案、これに對する提案理由を求めます。

○國務大臣(馬場元治君) ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、御承知の通り、昭和二十五年六月に設立されましたが、以來五年余にわたり約三十三万戸の住宅の建設資金を融通し、国民大衆の要望にこたえて参りました。

住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする金額政府出資の公法人でありまして、その業務の遂行に當つては、一般の金融機関に委託するほか、みずからも貸付、管理等の金融業務を行なつて行なつております。

かように、住宅金融公庫は、現業的性格を有しているにもかかわらず、その業務に従事している役員は、現在国家公務員とされておりますが、これは、国の重要施策の一環として設立された住宅金融公庫の業務体制を急速に整備する必要があつたことによるのでありまして、すでに設立後五年余を経過した現在におきましては、役員を國家公務員として存続させる必要は認められませんが、従ひまして、この際役員員の地位を國家公務員でないものとし、これに伴ひこれらの者の恩給及び退職手当等に関し所要の措置を講ずることが必要であると考へ、改正を行うこととした次第であります。

なお、以上のほか、住宅金融公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の構造を合理化するため、所要の改正を行うこととしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に本法律案

第七

概略を御説明申し上げます。

まず第一に、公庫の役職員の地位を国家公務員でないものとし、刑法その他の罰則の適用についての公務員と同様の取扱いをすることとしたしました。

第二に、公庫の役員の地位の変更に伴い、役員の欠格事項及び兼職禁止の規定を置くこととしたしました。

第三に、公庫は、役職員の退職手当の支給の基準を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を要することとしたしました。

第四に、公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の定義について、その住宅の構造を合理化するため、所要の改正を加えることとしたしました。

第五に、この法律改正の際現に公庫の役職員であつて恩給法の準用を受けていた者の恩給については、この法律施行後も、当分の間、従前の例によることとしたします等所要の経過措置を講ずることとしたしました。

以上の改正に伴ひまして、必要な条項を整理するとともに、関係法律について必要な改正を行うこととしたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(赤木正雄君) この法案につきましまして、何か資料を要求される方がありましたら御発言願います。

○田中一君 この簡易耐火構造の住宅の構造の合理化というのは、文書ばかりでなく、何か図面でも出せるような性質のものですか。

○政府委員(鎌田隆男君) 簡易耐火構

造の構造の合理化と申しますのは、従来この公庫が簡易耐火構造として貸し付けておりました構造は、外壁の耐火構造のみをさしてあります。そこで最近の建築技術の進歩に伴ひまして、いろいろの不燃材料で主要構造部を作り出したというの構造が出て参りましたので、そういう構造、新しい構造法を簡易耐火構造のワケの中に入れていこうという考え方の改正であります。従ひまして、例としましてはいろいろ申し上げられるかと思ひますけれども、またいろいろ新しい創意工夫のものもいろいろあると思ひますので、今それ全般につきましまして図面を出すということは、ちょっとむづかしいかと思ひます。

○田中一君 私はね、従来にも、今日の段階になつて、日本住宅金融公庫のあり方というのに対しては検討しなければならぬ時期に来ておるのではないかと思ひます。これは鎌田君の方からも詳しく思ひます。大体、たとえば耐火構造のもの、それから準耐火構造のものですね、内部の造作というものは、自分が好きにやる。そして外壁が耐火構造になつておるんなら、その部分に対して大幅な貸付をする。そして自分の生活の方の建設というものは、あるいは曲りなりにも自分の金でやるという考え方で、これこそ住宅金融公庫の貸付対象となる住宅困窮者というもののワケが増大するといふような考えを持っておるのです。

だから、外郭は全額貸す、従つて、中のだとえば建具、ふすまの必要人は建具を作る、必要でない人はそれをやめるといふことは、自分の金でやってもいい

んじゃないかというの、社会党が常に提案してゐるところの案であります。こういう形に変えることが一番いいんじゃないかと思ひます。現在の住宅金融公庫は、一定の部屋、間取り、一定の量を入れる、障子を入れる、何を入れる、その入居者の環境、入居者の生活様式というものは、全然必要のないもので作らなければ金を貸してくれないのが、現在の住宅金融公庫のあり方だと思ひます。こういう点を改正してみようというふうな意図は、今度の法案にないようですねけれども、これに対しては、建設大臣、どうお考えになりますか。

○國務大臣(馬場元治君) 御指摘のような問題は、これは別に法律の改正を要せずして執行行ふことができる間でありますので、よく検討いたしましたして、遺憾なきを期したいと、こう考えております。

○田中一君 今私が申し上げたような運営の仕方、日本住宅公団に対して指示するといふようなお考えを持たれますか。

○國務大臣(馬場元治君) よく一つ実情を検討いたしましたして、その上で考慮いたします。

んじやないかというの、社会党が常に提案してゐるところの案であります。こういう形に変えることが一番いいんじゃないかと思ひます。現在の住宅金融公庫は、一定の部屋、間取り、一定の量を入れる、障子を入れる、何を入れる、その入居者の環境、入居者の生活様式というものは、全然必要のないもので作らなければ金を貸してくれないのが、現在の住宅金融公庫のあり方だと思ひます。こういう点を改正してみようというふうな意図は、今度の法案にないようですねけれども、これに対しては、建設大臣、どうお考えになりますか。

○委員長(赤木正雄君) お諮りいたします。特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、これが本日公報に載つておりますが、しかし委員長の不手ぎわのため、午前中に提案者の出席を求めることができませんでしたので、やむを得ず本日はこれを、皆さんの御希望で午後にはなるべく休みたいといふ話ですので、次の会に回すことに御異議ございませんか。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

○委員長(赤木正雄君) では、さういたします。

六 簡易耐火構造の住宅 耐火構造の住宅以外の住宅で、外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定するものをいう。以下本号において同じ。)でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたものをいう。

第十二条の次に次の二条を加える。

(役員)の欠格事項

第十二条の二 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

(役員)の兼職禁止

第十二条の三 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十六条を次のように改める。

(役員及び職員)の公務員たる性質

第十六条 公庫の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二章中第十六条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支給の基準)

第十六条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらか

じめ主務大臣の承認を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第二十條第一項の表区分の欄中

「木造の住宅（防火構造、簡易耐火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は防火構造の住宅（外壁及び軒裏を建築基準法第二條第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設及びこれらに附随する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地」に改め、「外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。」及び「主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。」を削る。

第二十一條第一項の表区分の欄中「木造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地」に改める。

第二十三條第六項中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

第二十五條第二項を削る。

第三十二條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

主務大臣は、公庫の役員が第十二條の二各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならぬ。

第三十八條の三及び第三十九條を削り、第三十八條の二を第三十九條とする。

第四十條から第四十四條までを次のように改める。

第四十條から第四十四條まで 削除

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

（恩給法の適用等）

2 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員（改正前の住宅金融公庫法第十六條第一項に規定するものをいう。以下附則第八項、第十項及び第十一項において同じ。）で改正前の住宅金融公庫法第三十八條の三の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定の適用を受けていた者については、その者が引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職する間に限りその者を恩給法第二十條第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を適用する。

3 前項の規定により恩給法の規定を適用する場合においては、恩給の給与等については、住宅金融公庫を行政庁とみなす。

4 附則第二項の規定により恩給法第二十條第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなされる者が附則第二項において適用する恩給法第五十九條の規定により国庫に納付すべき金額は、俸給の支払をする際その支払をする住宅金融公庫の職員が俸給からこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附してその翌月十日までに、歳入徴収官に納付しなければならぬ。

5 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職し、更に引き続き国家公務員となつて退職したときは、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者がこの法律の施行後引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間を同法第二條第一項に規定する職員として在職した期間とみなす。

6 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職する場合においては、その者に対する国家公務員等退職手当暫定措置法に基く退職手当は、支給しない。

7 住宅金融公庫は、改正後の住宅金融公庫法第十六條の二に規定する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、前項に規定する者が国家公務員等退職手当暫定措置法第二條第一項に規定する職員としてこの法律の施行の際まで引き続き在職した期間をこの法律の施行後における住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間とみなして退職手当を支給するよう定めなければならない。

8 昭和三十一年五月三十一日現に国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二條第一項の規定に基づいて建設省に設けら

れた共済組合の組合員で住宅金融公庫の役員又は職員である者については、同日に退職したものと同じく同法の規定を適用する。

（国家公務員等の旅費に関する法律の適用）

9 この法律の施行前になされた旅行命令等（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第四條第一項に規定する旅行命令等をいう。）により旅行する者に対し住宅金融公庫が支給する旅費については、なお従前の例による。

（国家公務員災害補償法の適用）

10 この法律の施行前に生じた事故に基く住宅金融公庫の役員又は職員の職務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。

（国家公務員法の適用）

11 この法律の施行前に住宅金融公庫の役員及び職員がその職務上知ることができた秘密については、住宅金融公庫の役員及び職員は、一般職の職員たる国家公務員とみなして国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百條第一項及び第百九條第十二号の規定を適用する。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の改正）

12 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」を「及び日本電信電話公社」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び

納付に関する法律の改正）

13 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「住宅金融公庫」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の改正）

14 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「住宅金融公庫及び」を削る。

第二條第一項第一号中「住宅金融公庫總裁」を削る。

（産業労働者住宅資金金融通法の改正）

15 産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項の表区分の欄中「主要構造部を建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二條第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二條第五号に規定するものをいう。」に、「外壁を建築基準法第二條第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二條第六号に規定するものをいう。」に改める。

（北海道防衛住宅建設等促進法の改正）

16 北海道防衛住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

る住宅）及び第二十條（貸付金額の限度）第一項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅を「公庫法第二條（定義）第五号に規定する耐火構造の住宅（以下「耐火構造の住宅」という。）又は同條第六号に規定する簡易耐火構造の住宅（以下「簡易耐火構造の住宅」という。）であり、且つ、同法第十九條（貸付をするに及ぶことができる住宅）に規定する住宅」に、「公庫法第二十條第一項に規定する木造の住宅又は耐火構造の住宅（以下本条において「木造の住宅又は耐火構造の住宅」という。）の床面積を増加するための建設に係る場合においては、簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅」に改める。

第八條第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削り、「木造の住宅又は耐火構造の住宅であるものの建設及び」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅であるものの建設並びに」に改める。

第九條第一項中「且つ、融通法第七條第三項において準用する公庫法第十九條及び融通法第九條（貸付の条件）第一項に規定する耐火構造の住宅」を「融通法第七條第三項において準用する公庫法第十九條に規定する住宅であり、且つ、耐火構造の住宅」に改め、同

条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削る。

（日本住宅公団法の改正）
17 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第五十九條第一項を次のように改める。

恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員（以下本条において「公務員」という。）又は同條に規定する公務員とみなされる者（以下本条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十條の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本住宅公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、二級国道大町糸魚川線中大正橋架替に関する請願（第六二六号）
一、東海地震等による地盤変動対策事業促進の請願（第六八三号）
一、建築業法施行令の一部改正に関する請願（第六九一号）
第六二六号 昭和三十一年二月二十一日受理

二級国道大町糸魚川線中大正橋架替に関する請願
請願者 新潟県糸魚川市長 中村又七郎

紹介議員 小柳 牧衛君
二級国道大町糸魚川線中新潟県糸魚川市小滝地区の姫川橋断部に架設されている大正橋の架替についてはその測量、計画が完了しながら新年度着工に難色があるよしであるが、同橋は昭和二十三年災害にて架替された老朽つり橋であつて、既に腐朽その極に達し断落寸前の姿に地元民の恐怖は言語に絶し、その上バス、トラックの通行はげしく、大所川発電の決定及び大糸線開通に伴う工事材料ならびに各種物資の輸送上からも名実ともに本市の大動脈であるばかりでなく、不時の災害の場合には小滝地区はたちまち孤立化して医療の途さえ絶たれるおそれがあるから、ぜひとも新年度計画に採択せられたいとの請願。

第六八三号 昭和三十一年二月二十三日受理
東海地震等による地盤変動対策事業促進の請願
請願者 和歌山県知事 小野真次 次外十一名
紹介議員 宇垣 一成君
東海地震並びに南海地震に起因する地盤変動対策事業費補助として、年々相当の国費が支出されているのであるが、総事業費七十六億余円に対し、昭和三十年度末におけるしゆん功見込み額は十四億六千余万円であつてわずかに二十一パーセントの進捗を示しているに過ぎず、現状のまま推移するならば産業経済の発展と国民生活の

安定は到底期し得られないから、これが抜本的対策として、（一）昭和三十一年以降三箇年間で完成するよう予算措置を講ずること、（二）前項の目的を達成するため昭和三十一年度事業費は少くとも二十億円を計上すること、（三）地盤変動対策事業として追加要望箇所に対し早急に再調査を実施すること、（四）海岸法を早急に制定すること等の実現を期せられたいとの請願。

第六九一号 昭和三十一年二月二十三日受理
建築業法施行令の一部改正に関する請願
請願者 新潟県高田市長 高田大工組合内 曾武川喜佐治 外二名

紹介議員 西川弥平治君
現在、三十万円を越える工事は登録建築業者でなければ請け負うことができないように建築業法施行令で規定されているが、ここに規定する三十万円なる額は現在では家屋十坪の建築費にも充たぬものであり、未登録者といえども、せめて三十坪程度の普通家屋建築の請負を可能とすることは実状に即した施策と思うから、建築業法施行令第一条中「工事一件の請負代金の額が三十万円に充たない工事とする」の金額三十万円を百万円と改正せられたいとの請願。